

# 謝金等支給規定

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ほどがや定款第9条及び第23条に基づき、費用の弁償として役員謝金を定める。

### (適用範囲)

第2条 この規定は、社会福祉法人ほどがや定款第5条及び第16条の役員及び評議員に適用する。

## 第2章 支 給

### (謝金)

第3条 理事長の招集する、理事会及び評議員会に出席した理事・監事及び評議員及び監事監査の際の監事には報酬として一律に支給する。監事等で専門職の場合は、別表の支給とする。ただし、法人の職員は除く。

金額 5,000円(源泉税別)

※源泉徴収税額表日額表における乙欄の税額を適用することとする。

### (経理区分)

第4条 第3条の費用については、社会福祉法人ほどがや経理規定第5条4項の経理区分①法人本部拠点区分にて計上する。

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事長が招集する評議員会の承認を得る。

### 附則

この規定は、平成16年10月1日から実施する。

### 附則

この規定は、平成23年2月1日から実施する。

### 附則

この規定は、平成26年2月1日から実施する。

### 附則

この規定は、平成29年4月1日から実施する。

別表

監事等専門職（税理士、会計士、弁護士等）

10,000円(源泉税別)

※源泉徴収税額表日額表における乙欄の税額を適用することとする。